

2-1 届出対象事業者・届出対象物質の判定手順

PRTRの届出の対象となる事業者は、表2-3の①～③の3つの要件をすべて満たす事業者です。

表2-3 届出対象事業者の要件

① 対象業種(→ <u>p I -18</u>)を営んでいる事業者
② 常時使用する従業員の数(→ <u>p I -19</u>)が21人以上の事業者
③ 取扱量等の要件として次のどちらかに該当する事業者
a) 年間取扱量 ^{※1} が指定量(→ <u>p I -21</u>)以上である対象物質 ^{※2} を取り扱う事業所を有する事業者
b) 特別要件施設(→ <u>p I -31</u>)を有する事業者

※1 年度内1年間(年度初め4月～年度末3月)の取扱量

※2 対象物質(第一種指定化学物質)は、環境中に広く継続的に存在し、次のいずれかの有害性の条件に当てはまるものとして選定された物質です。

- ① 人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるもの
- ② その物質自体は人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがなくても、環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に有害な化学物質を生成するもの
- ③ オゾン層を破壊するおそれがあるもの

対象物質のうち、人に対する発がん性、生殖細胞変異原性、生殖発生毒性があると評価された物質で特に注意を要する物質、及び、一定以上の生態毒性を有する化学物質のうち、難分解性かつ高蓄積性がある物質の23物質(例えばベンゼン等)は「特定第一種指定化学物質」に指定されています。

貴事業者が法に基づくPRTRの届出対象事業者であるかどうか及び排出量・移動量の算出・届出の対象となる物質が何かを、以下のフロー図(図 2-3)、各 Step の解説、あいうえ工業における事例を参考に、判定してください。

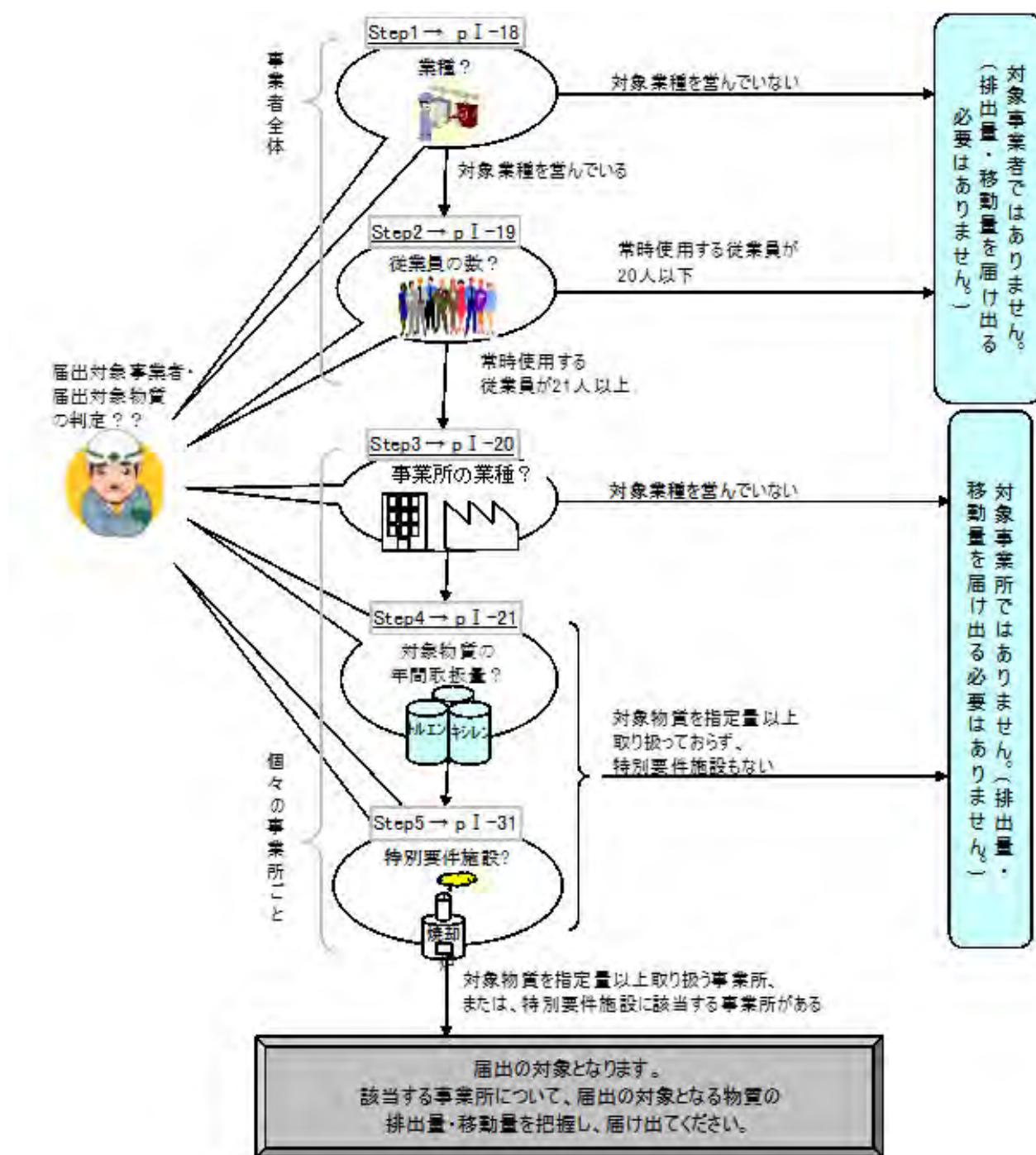


図 2-3 届出対象事業者・届出対象物質の判定の手順

(関連ページ)

- ・ 第Ⅱ部 1.届出対象事業者・届出対象物質の判定手順の解説(→ pⅡ-4)

Step1...業種の判定

貴事業者が以下の対象業種を営んでいるか確認してください。
兼業している業種が1つでも該当すれば、対象業種を営んでいることになります。

- 金属鉱業 ○原油及び天然ガス鉱業 ○製造業 ○電気業 ○ガス業
- 熱供給業 ○下水道業 ○鉄道業
- 倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る)
- 石油卸売業 ○鉄スクラップ卸売業^{※1} ○自動車卸売業^{※2} ○燃料小売業
- 洗濯業 ○写真業 ○自動車整備業 ○機械修理業 ○商品検査業
- 計量証明業(一般計量証明業を除く)
- 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)
- 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む)
- 医療業
- 高等教育機関(附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く)
- 自然科学研究所

※1 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る

※2 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る

* 公務は、その行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象

(あいうえ工業における事例)

ロ事業所: 塗装した金属平板を製造・出荷



↓
製造業(金属製品製造業)

↓
対象業種を営む

(関連ページ)

- ・ 第Ⅱ部 1-1 業種の判定(→ [pⅡ-7](#))
- ・ 第Ⅲ部 2.Q&A Q23～Q26(→ [pⅢ-153～154](#))
Q29～Q31(→ [pⅢ-155](#))
4-1-1 対象業種の区分(→ [pⅢ-190](#))
4-1-2 対象業種の概要(→ [pⅢ-197](#))

Step2 常時使用する従業員の数の判定

貴事業者の常時使用する従業員※の数が 21 人以上かどうか確認してください。

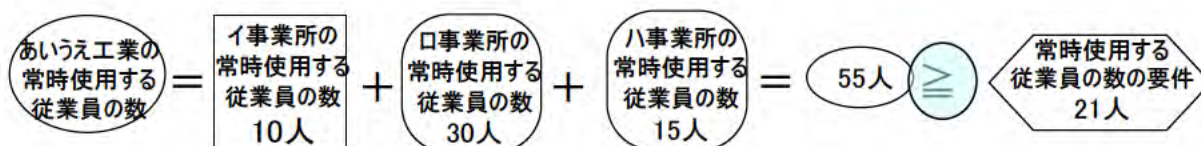
本社及び全国の支社・出張所等を含めた、すべての事業所の従業員の数を合算します。



※ 以下の人が該当します。

- ① 当該年度の4月1日の時点で期間を定めずに使用されている人もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている人
- ② 前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている人
- ③ ①、②に該当する嘱託、パート、アルバイトと呼ばれる人

(あいうえ工業における事例)



要件を満たす

(関連ページ)

- ・ 第Ⅱ部 1-2 常時使用する従業員の数の判定(→ [pⅡ-9](#))
- ・ 第Ⅲ部 2.Q&A Q27(→ [pⅢ-154](#))
Q32～Q33(→ [pⅢ-156](#))
Q122(→ [pⅢ-184](#))

Step3 対象物質の年間取扱量等の判定を行う事業所の調査

年間取扱量等の判定を行う、対象業種(→ [p I-18](#))に属する事業が行われている「事業所」*を調べてください。

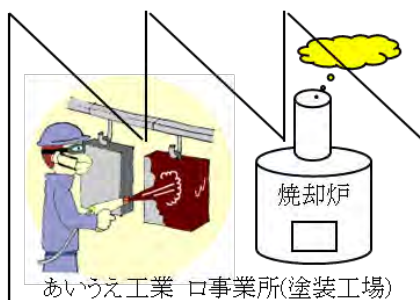
※ 同時に2種以上の業種に属する事業を行っており、それらの業種の一つが対象業種である場合も含まれます。

(あいうえ工業における事例)



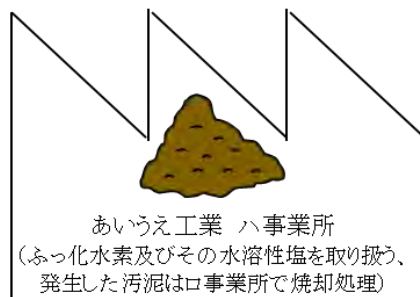
東京都千代田区に所在

→ 契約や人的管理のみを行う → 年間取扱量等の判定を行わない



神奈川県藤沢市に所在

→ 金属平板の塗装を行う → 年間取扱量等の判定を行う



神奈川県川崎市に所在

→ 第一種指定化学物質を
年間1トン以上取り扱う
事業所 → 年間取扱量等の判定を行う

※Step 4 以降はロ事業所の例のみ記載

(関連ページ)

- ・ 第Ⅱ部 1-3 対象物質の年間取扱量等の判定を行う事業所の調査(→ [pⅡ-11](#))
- ・ 第Ⅲ部 2.Q&A Q12～Q16(→ [pⅢ-149～150](#))
Q19～Q21(→ [pⅢ-151～153](#))

Step4 対象物質の年間取扱量※の判定

事業所ごとに、対象物質の年間取扱量を図 2-4 の手順で算出してください。製造量・使用量等の変動や事業内容の変更、排出削減対策の実施などにより、届出対象となる事業所や物質が変わる可能性があるため、年間取扱量の判定は毎年行ってください。

次の指定量以上の年間取扱量の対象物質が一つ以上ある場合は、届出対象事業者となります。

対象物質(第一種指定化学物質)

1t/年

対象物質のうち、特定第一種指定化学物質

0.5t/年(500kg/年)

年間取扱量が指定量以上の対象物質が、排出量・移動量の届出の対象となります。

※ 本マニュアルでは年間取扱量を便宜的に次式で求めることとしています。

$$\text{対象物質の年間取扱量} = \text{対象物質の年間製造量} + \text{対象物質の年間使用量}$$

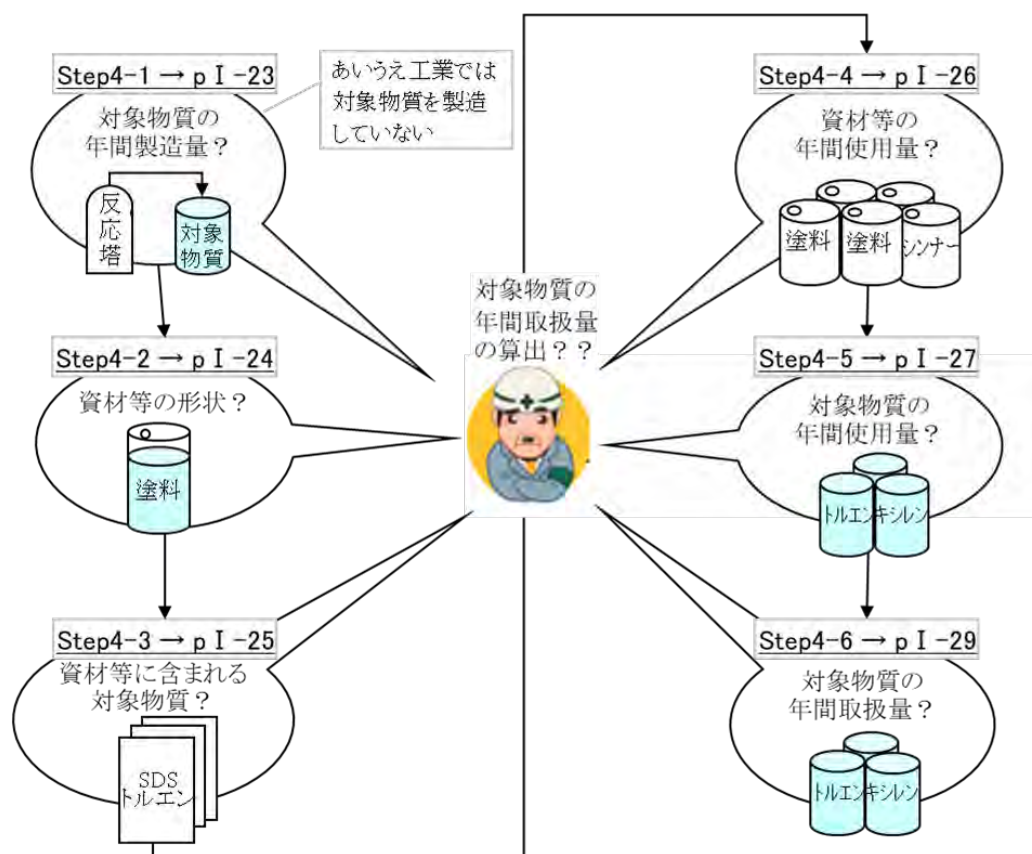


図2-4 対象物質の年間取扱量の算出手順

(関連ページ)

- ・ 第Ⅱ部 1-4 対象物質の年間取扱量の判定(→ [pⅡ-15](#))

- ・ 第Ⅲ部 2.Q&A Q34～Q38(→ [pⅢ-157～158](#))

 - Q40～Q41(→ [pⅢ-158](#))

 - Q44(→ [pⅢ-160](#))

 - 4-2-1 業種別の主な使用原材料、資材等(→ [pⅢ-210](#))

 - 4-2-2 原材料、資材等に含まれる主な対象物質(→ [pⅢ-221](#))

 - 4-2-3 対象物質の主な用途(原材料、資材等)(→ [pⅢ-258](#))

 - 4-2-4 石油系燃料及び潤滑油中の対象物質(→ [pⅢ-361](#))

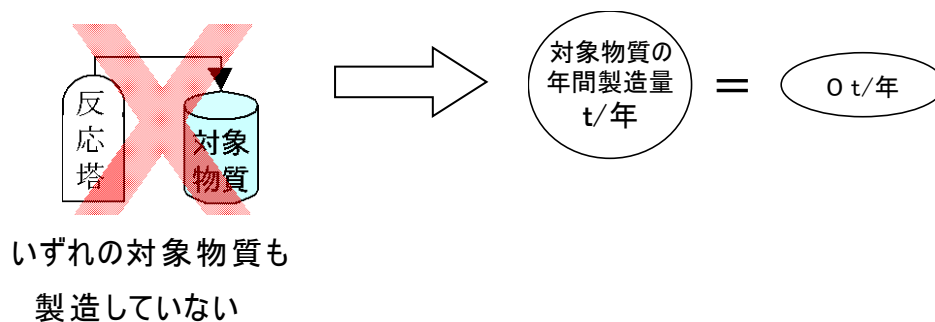
 - 4-2-5 対象物質一覧表(→ [pⅢ-364](#))

 - 4-2-6 対象物質の別名について(→ [pⅢ-386](#))

Step4-1 対象物質の年間製造量の確認

対象物質を製造しているかどうか確認し、その年間製造量を確認してください。

(あいうえ工業における事例)



(関連ページ)

- ・ 第Ⅱ部 1-4-1 対象物質の年間製造量の確認(→ [pⅡ-17](#))
- ・ 第Ⅲ部 2.Q&A Q46～Q49(→ [pⅢ-160](#))
 - Q80(→ [pⅢ-170](#))
 - Q93(→ [pⅢ-174](#))

Step4-2 使用する原材料、資材等の形状の確認

事業活動として、次に示す形状の原材料、資材等を使用しているかどうか確認してください。

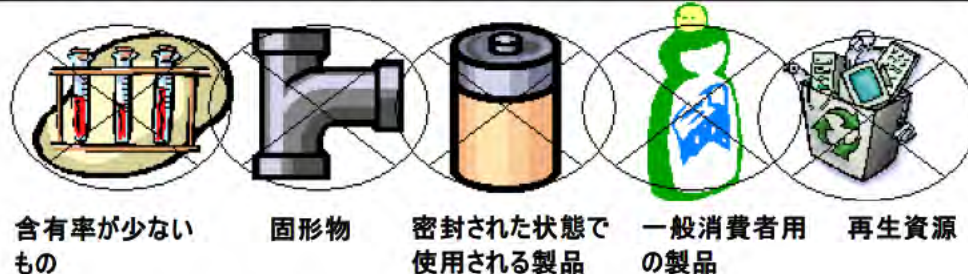
使用量の把握が必要な原材料、資材等(製品)の形状※

形状	例
ア 気体又は液体のもの	溶剤、接着剤、塗料、ガソリンなど
イ 固体のもので固有の形状を有しないもの (粉末状のものなど)	添加剤(粉末状)、試薬(粉末状)など
ウ 固体のうち固有の形状を有するもので取扱いの過程で熔融、蒸発又は溶解するもの	めっきの金属電極、インゴット、樹脂ペレットなど
エ 精製や切断等の加工に伴い環境中に排出されるもの	石綿製品、切削工具等の部品など

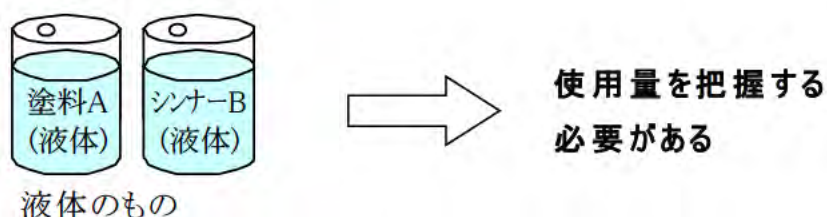
※ ただし、以下に示すものは使用量を把握する必要はありません。

使用量を把握しなくてよい原材料、資材等(製品)の形状

- ・ 対象物質の含有率が1%(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%)未満の製品【＝含有率が少ないもの】
- ・ 固形物(粉状や粒状のものを除く)【＝金属板、管など】
- ・ 密封された状態で使用される製品【＝乾電池など】
- ・ 一般消費者用の製品【＝家庭用洗剤、殺虫剤など】
- ・ 再生資源【＝金属くず、空き缶など】



(あいうえ工業における事例)



(関連ページ)

- ・ 第Ⅱ部 1-4-2 使用する原材料、資材等の確認(→ [pⅡ-21](#))
- ・ 第Ⅲ部 2.Q&A Q54～Q72(→ [pⅢ-162～168](#))、Q75、Q77(→ [pⅢ-169](#))、Q80(→ [pⅢ-170](#))、Q102～Q106(→ [pⅢ-177～178](#))

Step4-3 原材料、資材等に含まれる対象物質の調査

SDS等から次の値以上の含有率の対象物質があるかどうかを確認してください。

対象物質(第一種指定化学物質) 1 質量%
対象物質のうち、特定第一種指定化学物質 0.1 質量%



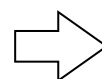
(あいうえ工業における事例)

塗料A

管理番号	対象物質名	含有率	分類 ^{※1}	判定 ^{※2}
80	キシレン	20%	1	○
88	六価クロム化合物	3.0%	特1	○
300	トルエン	10%	1	○
697	鉛及びその化合物	2.0%	特1	○

シンナーB

管理番号	対象物質名	含有率	分類 ^{※1}	判定 ^{※2}
80	キシレン	40%	1	○
300	トルエン	10%	1	○



全ての対象物質の
年間使用量を
算出する

※1 1は第一種指定化学物質、特1は特定第一種指定化学物質のこと

※2 第一種指定化学物質は1質量%以上、
特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上の場合に○

(関連ページ)

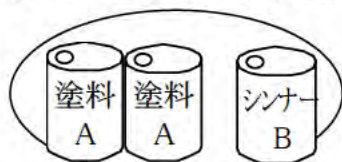
- ・ 第Ⅱ部 1-4-3 原材料、資材等に含まれる対象物質の調査(→ [pⅡ-26](#))
- ・ 第Ⅲ部 2.Q&A Q34～Q41(→ [pⅢ-157～159](#))
Q50～Q53(→ [pⅢ-162](#))

Step4-4 原材料、資材等の年間使用量の算出

原材料、資材等の年間使用量を以下の算出式を用いて算出してください。

$$\begin{array}{c} \text{原材料、} \\ \text{資材等の} \\ \text{年間使用量} \\ \text{t/年} \end{array} = \begin{array}{c} \text{原材料、} \\ \text{資材等の} \\ \text{年間購入量} \\ \text{(または搬入量)} \\ \text{t/年} \end{array} - \begin{array}{c} \text{原材料、} \\ \text{資材等の} \\ \text{年度末} \\ \text{在庫量} \\ \text{t} \end{array} + \begin{array}{c} \text{原材料、} \\ \text{資材等の} \\ \text{年度初め} \\ \text{在庫量} \\ \text{t} \end{array}$$

(あいうえ工業における事例)



資材等の年間使用量

(塗料 A)

$$\begin{array}{c} \text{塗料Aの} \\ \text{年間使用量} \\ \text{t/年} \end{array} = \begin{array}{c} \text{塗料Aの} \\ \text{年間購入量} \\ 20\text{t/年} \end{array} - \begin{array}{c} \text{塗料Aの} \\ \text{年度末} \\ \text{在庫量} \\ 2.4\text{t} \end{array} + \begin{array}{c} \text{塗料Aの} \\ \text{年度初め} \\ \text{在庫量} \\ 4.5\text{t} \end{array}$$
$$= 22.1\text{t/年}$$

(シンナーB)

$$\begin{array}{c} \text{シンナーBの} \\ \text{年間使用量} \\ \text{t/年} \end{array} = \begin{array}{c} \text{シンナーBの} \\ \text{年間購入量} \\ 10\text{t/年} \end{array} - \begin{array}{c} \text{シンナーBの} \\ \text{年度末} \\ \text{在庫量} \\ 1.8\text{t} \end{array} + \begin{array}{c} \text{シンナーBの} \\ \text{年度初め} \\ \text{在庫量} \\ 1.1\text{t} \end{array}$$
$$= 9.3\text{t/年}$$

(関連ページ)

- ・ 第Ⅱ部 1-4-4 原材料、資材等の年間使用量の算出(→ [pⅡ-28](#))
- ・ 第Ⅲ部 2.Q&A Q65、Q66(→ [pⅢ-166](#))
 - Q71～Q74(→ [pⅢ-167～168](#))
 - Q76(→ [pⅢ-169](#))
 - Q93(→ [pⅢ-174](#))

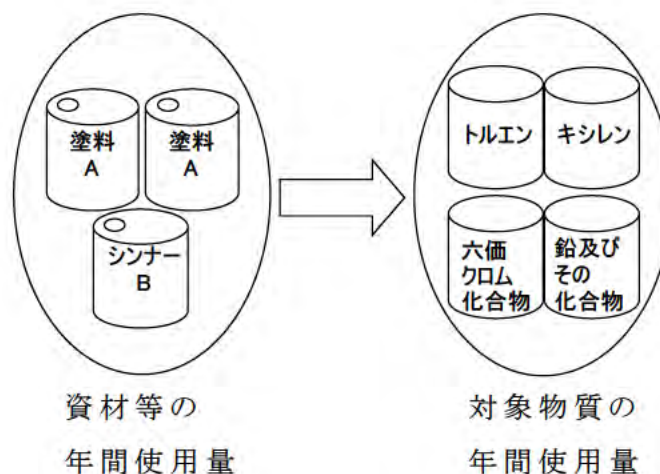
Step4-5 対象物質の年間使用量の算出

対象物質の年間使用量を以下の算出式*を用いて算出してください。

$$\text{対象物質の年間使用量 (t/年)} = \text{原材料、資材等の年間使用量 (t/年)} \times \text{原材料、資材等に含まれる対象物質の含有率 (\%)} \div 100$$

※ 複数の原材料、資材等に同じ対象物質が含まれる場合は、同じ対象物質を含む原材料、資材等の分をすべて合計してください。

(あいうえ工業における事例)



(トルエン)

$$\begin{aligned} \text{トルエンの年間使用量 (t/年)} &= \text{塗料Aの年間使用量 (22.1t/年)} \times \text{塗料Aに含まれるトルエンの含有率 (10\%)} \div 100 \\ &+ \text{シンナーBの年間使用量 (9.3t/年)} \times \text{シンナーBに含まれるトルエンの含有率 (10\%)} \div 100 \\ &= 3.14\text{t/年} \end{aligned}$$

(キシレン)

$$\begin{aligned} \text{キシレンの年間使用量 (t/年)} &= \text{塗料Aの年間使用量 (22.1t/年)} \times \text{塗料Aに含まれるキシレンの含有率 (20\%)} \div 100 \\ &+ \text{シンナーBの年間使用量 (9.3t/年)} \times \text{シンナーBに含まれるキシレンの含有率 (40\%)} \div 100 \\ &= 8.14\text{t/年} \end{aligned}$$

(六価クロム化合物)

$$\begin{aligned} \text{六価クロム化合物(クロム換算)の年間使用量 t/年} &= \boxed{\begin{array}{c} \text{塗料Aの} \\ \text{年間使用量} \\ 22.1\text{t/年} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{塗料Aに含まれる} \\ \text{六価クロム化合物} \\ \text{(クロム換算)の含有率} \\ 3.0\% \end{array}} \div 100 \\ &= 0.663\text{t/年} \end{aligned}$$

(鉛及びその化合物)

$$\begin{aligned} \text{鉛及びその化合物(鉛換算)の年間使用量 t/年} &= \boxed{\begin{array}{c} \text{塗料Aの} \\ \text{年間使用量} \\ 22.1\text{t/年} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{塗料Aに含まれる} \\ \text{鉛及びその化合物} \\ \text{(鉛換算)の含有率} \\ 2.0\% \end{array}} \div 100 \\ &= 0.442\text{t/年} \end{aligned}$$

(関連ページ)

- ・ 第Ⅱ部 1-4-5 対象物質の年間使用量の算出(→ pⅡ-31)

Step4-6 対象物質の年間取扱量の算出

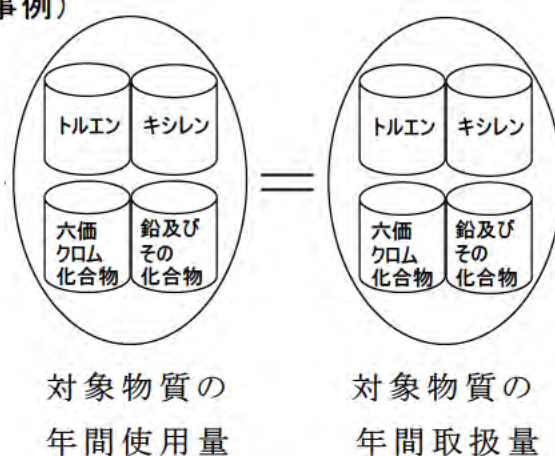
対象物質の年間取扱量を以下の算出式を用いて算出してください。

$$\text{対象物質の年間取扱量 (t/年)} = \text{対象物質の年間製造量 (t/年)} + \text{対象物質の年間使用量 (t/年)}$$

算出した年間取扱量と次の指定量を比較して、届出対象事業者となるか、及び届出の対象となる物質を判別してください。

対象物質(第一種指定化学物質) 1t/年
対象物質のうち、特定第一種指定化学物質 0.5t/年(500kg/年)

(あいうえ工業における事例)



(トルエン)

$$\begin{aligned} \text{トルエンの年間取扱量 (t/年)} &= \text{トルエンの年間製造量 (0t/年)} + \text{トルエンの年間使用量 (3.14t/年)} \\ &= 3.14\text{t/年} \geq \text{対象物質(第一種)の指定量 (1t/年)} \end{aligned}$$

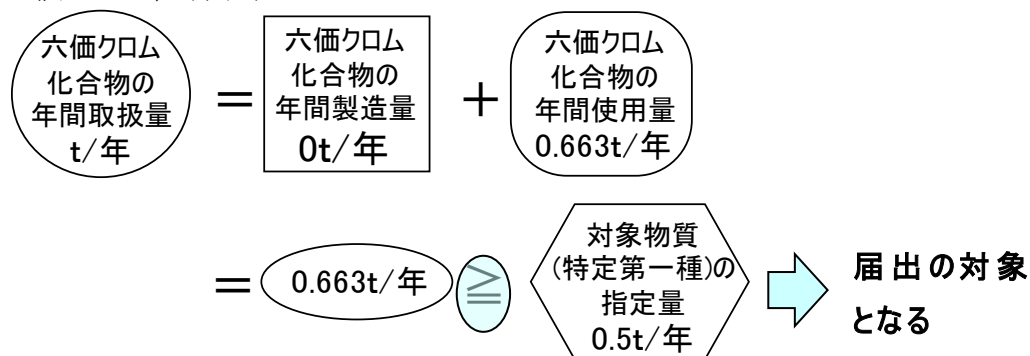
➡ 届出の対象となる

(キシレン)

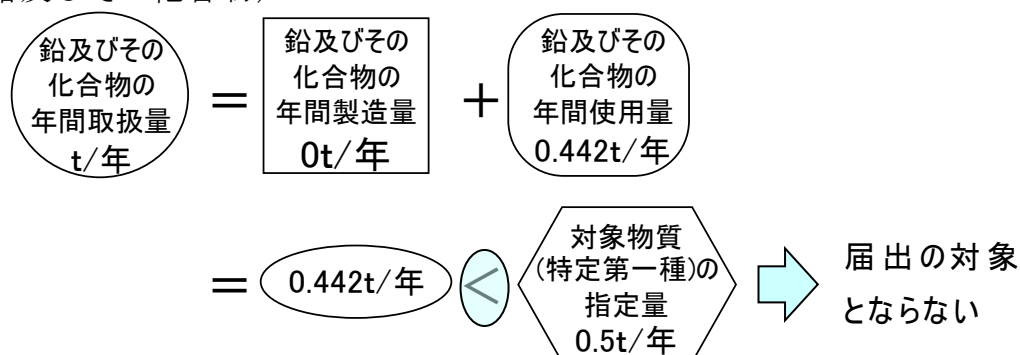
$$\begin{aligned} \text{キシレンの年間取扱量 (t/年)} &= \text{キシレンの年間製造量 (0t/年)} + \text{キシレンの年間使用量 (8.14t/年)} \\ &= 8.14\text{t/年} \geq \text{対象物質(第一種)の指定量 (1t/年)} \end{aligned}$$

➡ 届出の対象となる

(六価クロム化合物)



(鉛及びその化合物)



あいうえ工業は PRTR の届出対象事業者となる

届出の対象物質※

- ・ トルエン
- ・ キシレン
- ・ 六価クロム化合物

※鉛及びその化合物は年間取扱量が指定量未満ですので、排出量・移動量の算出・届出の必要はありません。

(関連ページ)

- ・ 第Ⅱ部 1-4-6 対象物質の年間取扱量の算出(→ [pⅡ-33](#))

Step5 特別要件施設の判定

次に示す特別要件施設があるかどうか調べてください。

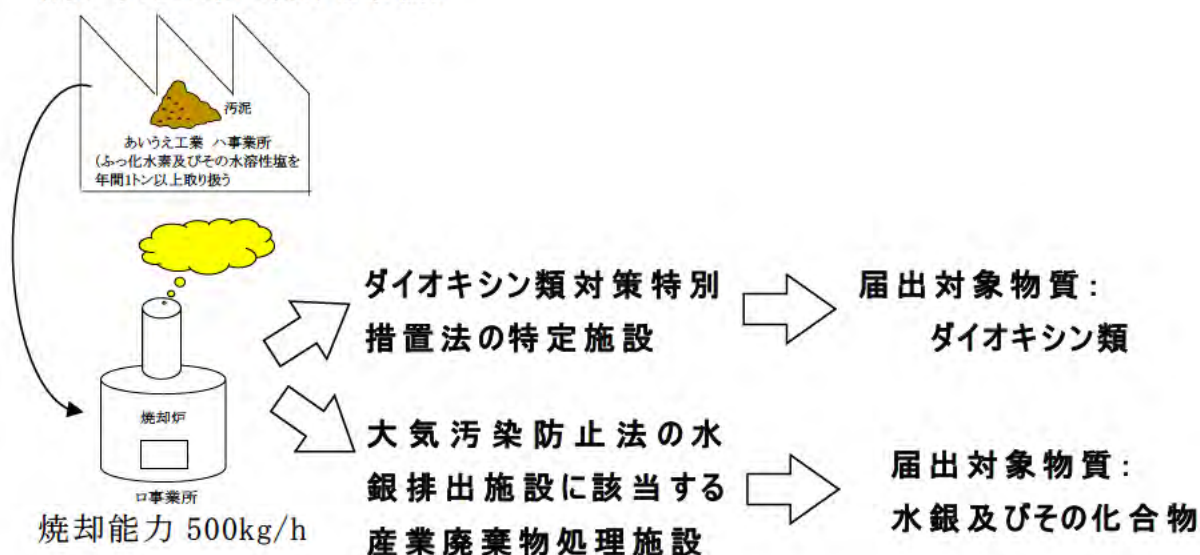
- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| ア 金属鉱業又は原油及び天然ガス鉱業を営む事業者 | → 鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設 |
| イ 下水道業を営む事業者 | → 下水道終末処理施設 |
| ウ ごみ処分業又は産業廃棄物処分業を営む事業者 | → 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設 |
| エ いずれかの対象業種を営む事業者 | → ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設 |

該当する施設がある場合には、PRTRの届出対象事業者となります。

届出対象物質は、特別要件施設から排出される排ガス・排水等に含まれる他法令に基づく測定の対象物質(水質汚濁防止法の排水基準項目のうち PRTR 対象物質に該当する物質、ダイオキシン類、大気汚染防止法により測定の義務が課された水銀及びその化合物)です。

なお、対象業種に属する事業において対象物質の取扱量が法令上の指定量以上ある場合には、排出量・移動量の届出が必要です。さらに、年間取扱量が指定量以上である事業所において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されている事業所もあわせて有する場合には、当該事業所も PRTR の届出対象となります。

(あいうえ工業における事例)



(関連ページ)

- ・ 第Ⅱ部 1-5 特別要件施設の判定(→ pⅡ-35)

- ・ 第Ⅲ部 2.Q&A Q42、Q43(→ pⅢ-159～160)

Q56(→ pⅢ-163)

Q113～Q119(→ pⅢ-180～183)

Q121～Q125(→ pⅢ-184～185)

4-1-3 特別要件施設に該当する施設の各法令における規定(→ pⅢ-205)